

社会保険

職場から、県民一人ひとりの安心・健康な暮らしを

ふくひ 6・7 2025 月号

夏の利用補助券 問もなく受付開始!

整骨院・接骨院（柔道整復師）のかかり方

2025年4月創設「出生後休業給付金」
「育児時短就業給付金」のご案内

令和7年度「算定基礎届」について

外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き

職場内で
回覧しましょう

新発見! 再発見!
Discover
ふくい

緑の田園とえちぜん鉄道／坂井市
坂井平野の田んぼの緑と青空の美しいコ
ントラストのなか、タイミングよく電車が通
ったところを撮影。夏らしい爽やかな写真
が撮ることができました。

●撮影／akahiobomさん

7月1日(火)受付開始!

夏の施設利用補助券の受付がもうすぐ始まります!!

事業主様をはじめ、被保険者やその扶養となっているご家族にご利用いただける福利厚生事業として、今年も温泉と海の家の利用補助券がご利用いただけます。皆様からのお申し込みをお待ちしています。



① けんこうの湯(夏季)利用補助券

協会利用補助 500円/人

発行予定枚数
12,000枚

- 利用期間 令和7年7月12日～8月31日
- 対象施設
 - 三国温泉「ゆあぼーと」(坂井市)
 - ふくい健康の森「健康の森温泉」(福井市)
 - 鷹巣温泉「国民宿舎鷹巣荘」(福井市)
 - 越前温泉露天風呂「漁火」(越前町)
 - 越前温泉露天風呂「日本海」(越前町)
 - 河野シーサイド温泉「ゆうばえ」(南越前町)
 - 敦賀きらめき温泉「リラ・ポート」(敦賀市)
 - 御食国若狭おばま「濱の湯」(小浜市)

② 海の家 利用補助券

協会利用補助 500円/人

発行予定枚数
6,000枚

- 利用期間 令和7年7月12日～8月23日(予定)
- 対象施設
 - 三国サンセットビーチ(坂井市) ※浜茶屋組合加入の店舗に限る
 - 鷹巣海水浴場(福井市)

7月1日(火)受付開始

申込方法

- 当協会ホームページから申込書をダウンロード
- ▼事業案内 > 福利厚生事業 > 各種補助券の発行 > 「けんこうの湯(夏季)利用補助券」または「海の家利用補助券」> お申込はコチラ

- 宛先を記入し、返信用切手(右表参照)を貼った返信用封筒を同封し「福井県社会保険協会」(〒910-0831 福井市若菜町508番地 福井県鉄工会館2階)へ郵送(7月1日(火)の消印から有効)

注意! 事業所ごとに希望枚数を取りまとめ、1回でお申し込みください。
*先着順に発行し、予定枚数がなくなり次第終了となります。
*令和7年度の協会費が未納の事業所は利用できません。

- 上限枚数
「けんこうの湯(夏季)」
「海の家」
それぞれの上限枚数

- 返信用切手料金
※返信用封筒は定形(長形3号120×235mm)をご利用ください。

※被保険者数は前年12月20日現在の被保険者数

被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数
1~3人	3枚	20~29人	20枚	70~99人	48枚
4~9人	8枚	30~49人	30枚	100~199人	60枚
10~19人	15枚	50~69人	42枚	200~299人	80枚
				300人以上	100枚

枚数	切手料金	枚数	切手料金
50枚まで	110円	190枚まで	270円
120枚まで	180円	200枚まで	320円

旅行や出張が、お得に! 便利に!

「施設利用会員証」をご利用ください!

会員事業所様向けの施設優待事業として、以下の施設を利用される場合に、宿泊料金の割引等が受けられる「施設利用会員証」を発行しています。

出張や家族旅行、事業所での会議・研修などにぜひご利用ください。

紙の施設利用会員証を希望される場合は、当協会ホームページから「施設利用会員証」申込書をダウンロードし、申込書に沿って手続きください。またWEB版「施設利用会員証」を希望される場合は、当協会ホームページ「お問い合わせ」よりメールでお申し込みください。



令和7年度よりWEB版会員証も運用開始しています!



全国で利用できる施設はこちらから確認できます!



福井県内は以下の3施設!!
利用当日は「施設利用会員証」を忘れずに!

特典
宿泊料金
ランチ料金
10%割引!

ペット同伴部屋も完備!
ルポの森
福井市市波38-2
TEL. 0776-96-7071

夕日の見える海鮮宿
大平庵
坂井市三国町宿3-12-22
TEL. 0776-43-1977

特典
掲載各プラン
10%割引!

福井市内を一望する展望大浴場
亀の井ホテル 福井
福井市湊町43-17 TEL. 0776-36-5793
※「施設利用会員証」1枚につき4人まで優待
※大人料金のみ対象 ※割引除外日あり
※他の優待との併用不可 ※一部対象外プランあり

利用方法

① 電話予約

利用者が直接施設に「福井県社会保険協会の会員である」ことを告げ、利用当日に「施設利用会員証」を施設受付に提示。

② ホームページ予約

利用者が直接、各施設の公式ホームページへアクセスし、備考欄に必ず「福井県社会保険協会」と入力。利用当日に「施設利用会員証」を施設受付に提示。

決済方法

いずれの場合も
現地決済となります。

整骨院・接骨院(柔道整復師)のかかり方



整骨院・接骨院での治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。
健康保険の対象となる治療で、整骨院・接骨院(柔道整復師)にかかる場合、「協会けんぽ」から柔道整復師に対し、治療費の一部が療養費として支払われます。
以下のことについてご確認ください。

健康保険の対象となる場合

- 打撲 ●捻挫 ●挫傷(肉ばなれ等)
- 骨折 ●脱臼

※負傷原因がはっきりしていて慢性に至っていないケガに限られます。
※骨折・脱臼については医師の同意が必要です(応急処置を除く)。



健康保険の対象とならない場合

- 単なる肩こり、筋肉疲労
- 慰安目的のあんま・マッサージ代わりの利用
- 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 過去の交通事故等による後遺症
- 症状の改善が見られない長期の治療
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く)
- 仕事の中や通勤途上での負傷

※「健康保険が使える」と説明を受け、整骨院・接骨院を受診されても、その治療費の全額または一部を自己負担していただくことがあります。

治療を受けるときの注意事項

①負傷の原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかを正しく伝えましょう。
外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合、または通勤途上の負傷は健康保険は使えません。
また、相手がいる交通事故等、第三者による行為が原因の負傷の場合は、健康保険を利用する前に「協会けんぽ」へ連絡してください。

②療養費支給申請書に記載された診療内容をよく確認し、必ず自分で署名を!

「療養費支給申請書」は、受療者が柔道整復師に委任をし、柔道整復師が受療者に代わって治療費を「協会けんぽ」に請求し支払いを受けるために必要な書類です。
委任欄に署名または捺印する場合は、初めに傷病名・日数・金額をよく確認しましょう。

③領収証をもらいましょう

領収証は必ずもらいましょう。領収証は医療費控除を受ける際に必要になりますので大事に保管してください。

④治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。



⑤「ついでに他の部分も」とか「家族に付き添ったついでに」といった「ついで」の受診は支給対象外です!

「協会けんぽ」より治療内容についてお尋ねすることがあります!

柔道整復師の請求の中には、健康保険の対象とならない治療の請求や不適切な請求も一部に見受けられます。
そのため、施術を受けたご本人(受療者)宛てに、「協会けんぽ」より負傷原因、負傷の部位、治療年月日、治療内容などを文書で照会させていただきます。
照会文書が届きましたら、ご自身で回答書への記入をお願いいたします。

育児休業を取得予定の方、育児休業給付の手続きを行う事業主の皆様へ!

2025年4月から 「出生後休業支援給付金」を創設します



共働き・共育を推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上の子の出生後休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

1 支給要件

被保険者（雇用保険の一般被保険者および高齢被保険者）が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

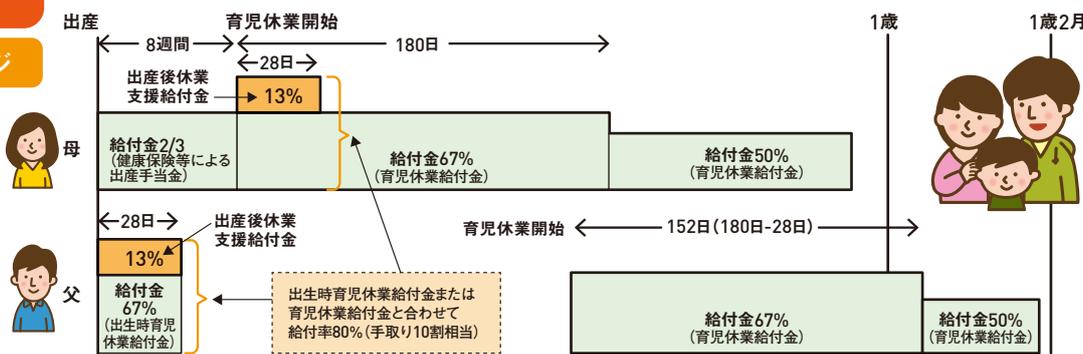
- ①被保険者が、対象期間に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される「産後パパ育休」または育児休業給付金が支給される育児休業を通過して14日以上取得したこと。
- ②被保険者の配偶者が「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通過して14日以上の子の出生後休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「③ 配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当していること。

2 支給額

支給額＝休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数（28日が上限） × 13%

支給額のイメージ

※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージ



3 配偶者の育児休業を要件としない場合

子の出生日の翌日において、次の1~7のいずれかに該当する場合は、配偶者の育児休業を必要としません。なお、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、必ずいずれかの事由（主に4、5、6のいずれか）に該当することとなりますので、配偶者（母親）の育児休業取得の有無は要件になりません。

1. 配偶者がいない
配偶者が行方不明の場合も含む。ただし、配偶者が勤務先において3カ月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限る。
2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない
3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中
4. 配偶者が無業者
5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない
6. 配偶者が産後休業中
7. 1~6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない
配偶者が日々雇用される者など育児休業をすることができない場合や、育児休業をしても給付金が支給されない場合（育児休業給付の受給資格がない場合など）が該当します。なお、単に配偶者の業務の都合により育児休業を取得しない場合等は含みません。

4 支給申請手続

- 原則として、出生時育児休業給付金、または育児休業給付金の支給申請と併せて、同一の支給申請書を用いて行っていただきます。
- 出生時育児休業給付金または育児休業給付金の申請後に、出生後休業支援給付金の支給申請を別途行うことも可能ですが、その場合は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給された後に申請してください。



詳しくは福井労働局ホームページに掲載のリーフレットをご参照ください。



お問い合わせ



福井労働局 職業安定部 職業安定課

県内ハローワーク

福井 ☎0776 (52) 8151 武生 ☎0778 (22) 4078 大野 ☎0779 (66) 2408
 三国 ☎0776 (81) 3262 敦賀 ☎0770 (22) 4220 小浜 ☎0770 (52) 1260

福井労働局

検索

被保険者、事業主の皆様へ!

2025年4月から 「育児時短就業給付金」を創設します



仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務(以下「育児時短就業」という)した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

1 支給を受けることができる方(支給資格・支給要件)

次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12カ月あること

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付または介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

2 支給額・支給率

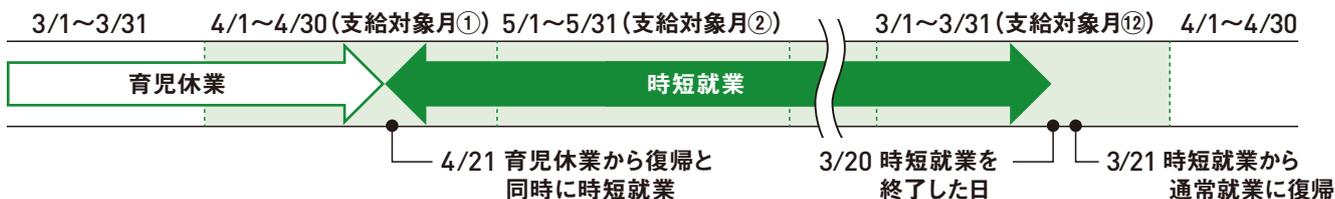
原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます。また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額を超える場合は、超えた部分が減額されます。なお、右の①～③の場合、給付金は支給されません。

- ① 支給対象月に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準と比べて低下していないとき
- ② 支給対象月に支払われた賃金額が支給限度額以上であるとき
- ③ 支給額が最低限度額以下であるとき

3 支給を受けることができる期間(支給対象期間)

給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月(以下「支給対象月」という)について支給します。

〈支給対象月の例〉



ただし、以下の①～④の日の属する月までが支給対象期間となります。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日の前日
- ④ 子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

2025年4月以前から時短就業をされている方には経過措置がありますのでお問い合わせください!



詳しくは福井労働局ホームページに掲載のリーフレットをご参照ください。



お問い合わせ



福井労働局 職業安定部 職業安定課

県内ハローワーク

福井 ☎0776(52)8151 武生 ☎0778(22)4078

大野 ☎0779(66)2408 三国 ☎0776(81)3262

敦賀 ☎0770(22)4220 小浜 ☎0770(52)1260

福井労働局

検索

提出期限は7月10日(木)

令和7年度「算定基礎届」(定時決定)について

算定基礎届は、被保険者や70歳以上被用者の社会保険料を正しく算出し、適切に納付するために重要な届書です。事業主は毎年1回、定められた期間内に全従業員の4月・5月・6月に支払った報酬(通貨+現物)を「算定基礎届」により届け出すことで、その年の9月から翌年8月までの社会保険料の基準となる「標準報酬月額」※を決定します。

※「標準報酬月額」は、社会保険料、将来受け取る年金(老齢厚生年金)、働きながら受け取る年金(在職老齢年金)や健康保険の給付額(傷病手当金など)の計算の基準として使用します。



算定基礎届事務のスケジュール

6月

【届出用紙の郵送】

あらかじめ対象者情報が掲載された届出用紙や電子データが6月中旬頃までに日本年金機構から送付されてきますので、内容を確認してください。

7月

【算定基礎届の提出】

届書を作成し、7月10日(木)までに到着するように電子申請または届書を提出してください。届書の作成にあたっては、基本的な事項から、ケースごとの記入方法が確認できるガイドブック、説明動画をホームページに掲載していますのでご覧ください。



日本年金機構 算定基礎届

検索

9月

【標準報酬月額の決定】

「標準報酬月額決定通知書」を確認し、被保険者一人ひとりに標準報酬月額や社会保険料額をお伝えください。

算定基礎届を届出するにあたって

CHECK1

【算定基礎届の対象者】

対象となる方は、7月1日現在の被保険者です。ただし、6月1日以降に被保険者となった方は対象外となります。



CHECK2

【届出の対象となる月】

4月・5月・6月に支払われた報酬(通貨+現物)の額とその平均月額を届出します。

CHECK3

【提出期間】

7月1日(火)から7月10日(木)までの間です。

CHECK4

【決定された標準報酬月額の適用期間】

当年9月から翌年8月までとなり、保険料の給与控除は9月分の社会保険料から適用します。

郵便番号と事務センター名のご記入のみで届きます！
下記の電子申請もぜひご利用ください。



送付先

〒541-8533

日本年金機構 大阪広域事務センター

算定基礎届のよくある質問

Q1

算定基礎届と月額変更届(7月・8月・9月改定分)では、どちらの標準報酬月額が優先されますか？

A1

月額変更届による改定を随時改定といいます。7月・8月・9月の随時改定に該当する場合は、随時改定により決定された標準報酬月額が優先されます。このため、算定基礎届の提出後であっても、随時改定に該当した場合は、月額変更届を提出してください。

Q2

4月1日に入社した社員に4月分の給与を支払いますが、1カ月分の給与全額は支給しません。4月は算定月としていいでしょうか？

A2

4月は対象月となりません。給与の支払対象となる期間の途中から入社した社員について、その月に1カ月分の給与を支給しない場合は、支払基礎日数に関わらず4月を算定対象月から除いた5月と6月の2カ月間の平均で計算します。この場合、備考欄の「4 途中入社」と「9 その他」を○で囲み、「9 その他」欄に資格取得年月日、給与の締日と支払日を記入してください。

電子申請がおすすめ!

電子申請は、申請データをそのまま取り込んで処理するため、紙による届け出と比べて正確に速く処理が行われます。また、郵送よりも決定通知等を早く受け取ることができるほか、申請時に不備などのシステムチェックも行われ、単純なミスを防ぎます。ぜひ電子申請サービスをご利用ください。



日本年金機構 電子申請

検索

外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き

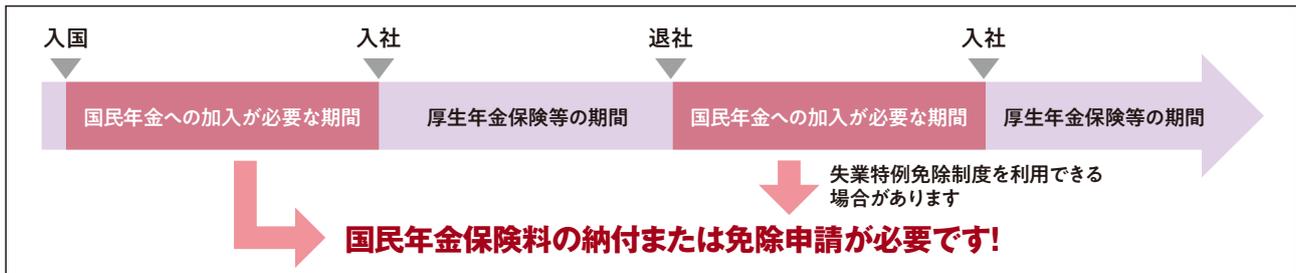
外国籍の方が日本に入国し社会保険(厚生年金保険等)に加入する場合、「入国から社会保険加入までの期間」や「離職により社会保険の資格を喪失した後の期間」は、法律によって国民年金の加入者となり、保険料を納付する義務があります。*

保険料を未納のままにすると、障害年金の給付や在留資格(特定技能)の変更・更新申請、永住許可申請の審査に影響が出る場合がありますので、速やかに保険料納付や免除申請等の手続きを行う必要があることをご案内ください。

外国籍の
従業員の皆様に
周知を
お願いします!



※社会保障協定等により、日本の年金制度における被保険者とならない方を除きます。



入国の初年度など、日本国内で前年所得がない場合は、申請を行うことにより全額免除が認められます。また、離職して厚生年金保険等の資格を喪失した場合は、「失業特例免除制度」により、免除が認められる場合があります。「失業特例免除制度」を申請する場合は、失業した事実が確認できる証明書類の写し(雇用保険受給資格者証や雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等)を添付する必要があります。



国民年金保険料の
免除申請は、
紙での申請のほか、
電子申請も可能です!

電子申請に必要なもの

- ①スマートフォン ②マイナンバーカード ③数字4桁のパスワード

スマートフォンにマイナンバーポータルアプリをインストールしてください。



〈例〉 1 2 3 4

マイナンバーカード
受け取り時に設定した
パスワード

国民年金保険料の納付や免除制度および電子申請についての詳細は、下記のホームページをご確認ください。

● 制度に関する詳細

日本年金機構

検索



● 電子申請の詳細

日本年金機構 電子申請

検索



いろいろな国の言葉で情報発信しています!

日本年金機構ウェブサイトの「外国人向けサイト」では、より詳しい年金の説明やお知らせを、ベトナム、ブラジル、フィリピン、中国など、いろいろな国の言葉や分かりやすい日本語で読むことができます。



多言語
パンフレットや
動画もあります!



お問い合わせ



日本年金機構
Japan Pension Service

県内年金事務所 福井 ☎0776(23)4518 武生 ☎0778(23)1126 敦賀 ☎0770(23)9904

日本年金機構

検索

新発見! 再発見!
Discover
ふくい

「美しいふるさと福井」の風景を表紙で紹介。観光地はもちろん、何気ない場所でも、実は“福井らしい魅力”があることに改めて気付いてもらえるような一枚を毎月お届けします。



表紙の場所は…
緑の田園とえちぜん鉄道／坂井市

(2024年7月21日撮影)

【表紙写真募集!】

会員事業所の皆様が撮影した、とっておきの美しいふるさと福井の風景を「社会保険ふくい」の表紙に掲載しませんか? ご応募お待ちしております。

メールで件名「社会保険ふくい表紙画像」として、メール本文に ①撮影者名(紙面に掲載するもの) ②撮影場所 ③撮影日時 ④写真のタイトル ⑤写真の説明 ⑥掲載紙送付先(住所・氏名)を記載し、画像データを添付して、下記メールアドレスまでお送りください。

furusatofukui@urala.co.jp



令和7年度社会保険協会費 ご納入ありがとうございました



令和7年度も引き続き社会保険協会事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度は、令和7年度社会保険協会費をご納入いただき、重ねて御礼申し上げます。

ご納入いただきました協会費は、広報活動、社会保険に関する制度普及啓発、会員事業所皆さまの健康増進と福利厚生事業の充実を図るために、大切に運用させていただきます。

また、協会費の納入には、便利で安全・安心な口座振替をぜひご利用ください。

協会事業に関するお問い合わせやご質問等は、ホームページの「お問い合わせ欄」をご利用ください。

INFORMATION

●年金事務所相談のご案内(6~8月)

予約受付専用電話へ

時間／8:30~17:15

※月曜(休日の場合は週初めの平日)は19:00まで

※第2土曜は9:30~16:00

休み／土・日曜、祝日

※第2土曜は休日相談日

●出張相談所の相談日時

事前に直接年金事務所へ電話ご予約のうえ、当日は必ず予約時間までにお越しください

(注)12:00~13:00は休憩時間とさせていただきます。

勝山市民会館	7月10日(木) 8月14日(木)	10:00~15:30
大野商工会議所	6月26日(木) 7月24日(木) 8月28日(木)	10:00~15:30
若狭図書学習センター (小浜市南川町6-11)	6月26日(木) ※会場変更	10:00~15:00
小浜市文化会館4階 (小浜市役所横)	7月10日(木)・24日(木) 8月7日(木)・28日(木)	10:00~15:00

年金相談の予約をご利用ください!

(受付時間)月~金(平日)8:30~17:15

予約受付
専用電話

0570-05-4890

福井年金事務所 ☎0776(23)4518(自動音声案内)
武生年金事務所 ☎0778(23)1126(自動音声案内)
敦賀年金事務所 ☎0770(23)9904(自動音声案内)